

# 秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）【概要版】

## 第1部 はじめに

### ▶改定の経緯と目的

秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等の感染症危機が発生した場合に備え、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成26年3月に策定した。

今般、新型コロナウイルス感染症対応における課題や、政府行動計画の改定（令和6年7月）および県行動計画の改定（令和7年3月）を踏まえ、本市の行動計画についても改定を行い、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には迅速かつ着実に必要な対策を実施していくことを目指す。

### ▶対象疾患

新型インフルエンザや新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症も含め対応する。

### ▶計画期間

政府行動計画および県行動計画の改定を踏まえ、概ね6年ごとに改定についての検討を行う。

### ▶対策項目

新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、6項目から13項目へ拡充

これまでの計画：対策6項目	改定後の計画：対策13項目
①実施体制	①実施体制
②サーベイランス・情報収集	②情報収集・分析 ③サーベイランス
③情報提供・共有	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
④予防・まん延防止	⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン
⑤医療	⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健
⑥市民生活および市民経済の安定の確保	⑫物資 ⑬市民生活および市民経済の安定の確保

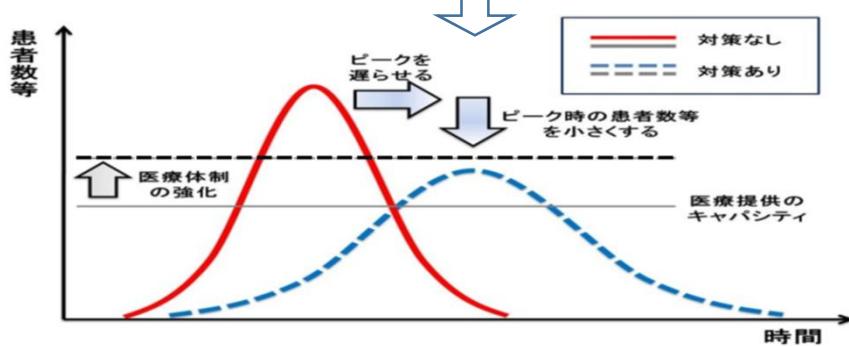
## 第2部 基本的な方針

### ▶対策の目的

- ✓ 感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命および健康を保護する。

対策を行うことで

- 流行のピークを遅らせ、医療提供体制整備等の時間を確保する
- 患者数を少なくし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする



- ✓ 市民生活・市民経済によよぼす影響が最小限となるようにする。

### ▶対策実施上の留意事項

- ✓ 感染拡大防止と社会経済活動とのバランスを踏まえた対策の切り替え
- ✓ 謹謹中傷等、人権侵害が生じないような取組
- ✓ 県等の関係機関との連携および協力の確保
- ✓ 高齢者施設や障害者施設等における感染症対応力の強化
- ✓ 感染症危機下での災害対応を想定した連携体制の整備

### ▶対策の基本的な考え方

- ✓ 感染症の特徴、状況の変化等に幅広く対応するため、感染症の発生段階を**準備期・初動期・対応期**に分け対応を行う。  
対策は**感染症の発生状況に応じて柔軟に実施**する。



- ✓ 「医療以外の対策」と「医療対応」を組み合わせ、社会全体で感染対策に取り組む。

### ▶対策の実効性を確保する取組

- ✓ 訓練・研修の実施
- ✓ 医療関係団体、社会福祉施設等関係機関等との連携や協力推進
- ✓ 政府行動計画および県行動計画改定を踏まえた、計画の見直し

### 第3部 対策13項目の考え方と主な取組

対策項目	対策の目的	準備期の対応	初動期の対応	対応期の対応
<u>1 実施体制</u>	新型インフルエンザ等の発生時に緊急かつ総合的な対応を行うため、関係機関の役割の整理、指揮命令系統の構築、対策にあたる組織体制の編成等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田市感染症対策連携協議会等から意見を聴取し、市行動計画等を策定・変更し体制を整備・強化</li> <li>業務継続計画の作成・変更</li> <li>国や県等の関係機関と情報共有、連携体制の確認、訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市保健所健康危機管理対策会議の開催</li> <li>政府対策本部および県対策本部の設置後速やかに市対策本部を設置</li> <li>必要な人員体制の強化に向けた全庁的な対応</li> <li>国からの財政支援の活用を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まん延により対応が困難になった場合、県へ職員派遣要請</li> <li>国からの財政支援を活用し対策実施に必要な予算を確保</li> </ul>
<u>2 情報収集・分析</u>	平時から感染症の情報・分析およびリスク評価に関する情報を収集し、対策の判断・実施に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携強化</li> <li>情報収集体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等によるリスク評価を踏まえ、有事体制への移行を準備</li> <li>感染症情報の収集・分析から得られた情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集・分析に基づくリスク評価を踏まえ感染症対策を判断し実施</li> <li>感染症情報の収集・分析から得られた情報の提供の継続</li> </ul>
<u>3 サーベイランス(※1)</u>	感染症の発生動向を監視する感染症サーベイランスを実施し、流行状況の把握、異常の早期探知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症サーベイランスシステムを活用し、患者の発生動向や全国的な流行状況を把握</li> <li>感染症サーベイランスシステムから得られた情報の提供・共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全数把握等の有事の感染症サーベイランスの開始</li> <li>感染症サーベイランスから得られた情報の提供・共有、リスク評価への活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有事の感染症サーベイランスの継続</li> <li>感染症サーベイランスから得られた情報の提供・共有、リスク評価への活用を継続</li> </ul>
<u>4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション(※2)</u>	感染症対策について必要な情報提供を行い、市民等の適切な判断や行動につなげる。また、市民からの不安や疑問に答えられる体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民等への感染症予防についての情報提供</li> <li>偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発</li> <li>市民等からの問い合わせに対応するコールセンターの設置を調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の発生状況と具体的な対策等の情報提供</li> <li>偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発を継続</li> <li>コールセンターの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の発生状況と具体的な対策等の情報提供の継続</li> <li>偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発を継続</li> <li>コールセンターの継続</li> </ul>
<u>5 水際対策</u>	国外から国内への病原体の侵入および感染拡大をできる限り遅らせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検疫所等が実施する訓練等を通じて対応を共有し、体制を整備</li> <li>海外渡航者向け感染症情報を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検疫所等と連携し、居宅等待機者等へ健康監視を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検疫所等と連携し、居宅等待機者等へ健康監視を実施</li> </ul>
<u>6 まん延防止</u>	感染拡大の速度やピークをできるだけ抑制し、市民の健康被害や、市民生活・社会経済活動への影響を最小限に留める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な感染予防対策および新型インフルエンザ等発生時対策の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症法に基づく、患者や濃厚接触者への対応（入院勧告、外出自粛要請、健康観察等）に備えた準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症法に基づく、患者や濃厚接触者への対応</li> <li>高齢者施設等における感染対策強化の要請</li> <li>県が行うまん延防止措置等要請の周知</li> </ul>

※1 サーベイランス：調査、監視。感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原体)のレベルや流行状況の調査、把握をすることを指す。

※2 リスクコミュニケーション：情報や意見交換を通じて、リスク情報とその見方の共有を図るもの。

### 第3部 対策13項目の考え方と主な取組

対策項目	対策の目的	準備期の対応	初動期の対応	対応期の対応
<u>7 ワクチン</u>	ワクチン接種を円滑に行うための体制構築を図り、迅速に接種を実施する。	・市医師会等と連携し、接種体制の構築に必要な準備を進める。	・市医師会等の協力を得て、接種体制を構築 ・迅速な接種開始のため、庁内にワクチン接種専任チームの設置を準備	・ワクチン接種専任チームを設置し、初動期に構築した接種体制に基づき接種を開始 ・健康被害救済への対応
<u>8 医療</u>	県や医療機関等と連携し、医療提供体制を整備し、新型インフルエンザ等の患者へ適切な医療を提供する。	・有症状者等から相談を受け、受診先の案内を行う相談センターを早期に整備できるよう、関係機関と調整 ・県と連携し、県内の医療提供体制の整備状況について確認	・相談センターの整備 ・県と連携し、患者を受け入れる医療提供体制等を確認 ・市内の医療提供体制等について市民へ周知	・相談センターの対応強化 ・入院、宿泊療養、自宅療養等の調整 ・医療提供体制、受診方法等について市民へ周知
<u>9 治療薬・治療法</u>	迅速に治療薬の開発・治療法が確立できるよう国が主導する研究開発へ協力する。	・市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究への協力	・国の指針に基づき、濃厚接触者等への抗インフルエンザ薬の予防投与や有症時の対応を指導（新型インフルエンザの場合）	・県と連携し治療薬の流通体制について情報共有
<u>10 検査</u>	適切な検査が実施できる検査体制を構築し、患者の早期発見や適切な医療提供につなげる。	・県健康環境センター(※3)等と連携し、病原体情報や検査技術を共有 ・研修・訓練による検査体制の強化	・保健所における検査体制の速やかな立ち上げ	・検査体制の拡充
<u>11 保健</u>	保健所業務について、人材育成、人員体制の構築、業務効率化等を行い、感染拡大時の業務負荷へ備えた体制を整備する。	・研修、訓練を通じた人材育成 ・関係機関との連携体制の構築 ・業務量の増大を想定した保健所の体制整備 ・市民等への感染症対策に関する情報提供	・保健所の感染症有事体制への移行準備 ・市民等への感染症対策に関する情報提供の継続	・保健所の感染症有事体制への移行 ・患者発生対応業務の実施（相談、検査、サーベイランス、積極的疫学調査、入院調整、移送、健康観察、生活支援等）
<u>12 物資</u>	感染症対策物資等の備蓄を適切に行い、有事に必要な物資が使用できるようにする。	・感染症対策物資等の備蓄	・感染症対策物資等の備蓄状況の確認	・備蓄した感染症対策物資等の使用管理
<u>13 市民生活・市民経済</u>	市民や事業者等へ、必要となる対策を呼びかけ、市民生活および市民経済の安定を確保する。	・行政手続き等支援の実施に係る仕組みの整備 ・必要な食料品や生活必需品の備蓄 ・生活支援を要する者への支援の準備 ・火葬体制の構築	・事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、オンライン会議の活用等による事業継続に向けた準備を要請 ・火葬能力を超えた場合に備えた体制の準備	・生活支援を要する者への支援 ・教育・学びの継続に関する支援 ・生活関連物資等の価格の安定供給に関する関係業界団体等への措置 ・埋葬、火葬の特例等への対応 ・事業者支援のための必要な措置

※3 県健康環境センター：秋田県の保健衛生行政の科学的・技術的に支援する役割を担う県の組織であり、様々な試験検査および調査研究を行っている。